

令和2年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和2年11月30日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第8号から議案第10号直接審議（先議）

追加日程 議案第16号、議案第17号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直 副 市 長 加 瀬 正 彦

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
市民生活課長	遠 藤 泰 子	環 境 課 長	高 根 浩 司
社会福祉課長	椎 名 隆	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
下 水 道 課 長	丸 山 浩	会 計 管 理 者	多 田 英 子
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	宮 負 亨
庶 務 課 長	杉 本 芳 正		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（伊藤 保） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） おはようございます。

議案第1号の中身を見ますと、給料、職員手当等共済費の人件費の補正が多数ありますので、この点について質疑いたします。

1点目は、現在、職員にはどのような任用形態があるのか。また、それぞれのどのような働き方をしているのか伺います。

2点目は、保育所費について伺います。新型コロナウイルス対策で、保育所の職員はもちろん、全職員の業務量、精神的負担は増加していますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末手当の減額が提案されています。保育所費を見ますと、職員手当等だけでなく、給料を含めた給与費が大きく減額されます。この要因を伺います。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、1点目のご質問にありました職員の任用形態についてお答えをしてみたいです。

現在の旭市におきましては、常勤職員、これは我々ですけれども、そのほかに4種類の

任用の形態がございます。

内訳としましては、一つ目として、フルタイムの会計年度任用職員です。これは1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じである非常勤職員のことで、その多くは保育所に勤務をしている者でございます。

二つ目は、再任用短時間勤務職員です。これはいわゆる再任用職員のことでありまして、週に3日ないし4日の勤務というような形で今行っております。

三つ目は、任期付短時間勤務職員です。これは優れた識見を一定の期間活用して業務に従事する職員のことで、現在の旭市においては週3日の勤務としております。

最後に四つ目です。パートタイム会計年度任用職員です。これは1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い非常勤職員であります。フルタイムよりも少し短いという形になっております。

続きまして、補正の中で保育所費が大きい要因でございます。保育所費につきましては、期末手当0.05月分の減額のほかに、人事異動によりまして常勤職員の配置人数が減ったこと、あるいは、育児休業等の取得によって給与費が減額となっていることが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、（2）の再質疑をします。

保育所費のように減額される目の一方で、土木総務費、都市計画総務費などは増額されます。この要因をお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 補正の中で増額している科目でございますが、幾つかございます。

これは部署によりまして新たに再任用職員を配置したこと、あるいは、職員の新陳代謝ですとか人事異動によりまして、給与費が増額となったことが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

続いて、遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について伺います。

第1点、12ページ、人事管理費、一部事務組合等負担金の補正理由について。第2点、介護保険システムの改修費用のことについて。第3点、諸費、国庫支出金等返還費の補正理由について。

以上3点について伺います。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、12ページの一部事務組合等負担金の補正理由についてお答えいたします。

今回の補正は、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されたことに伴いまして、千葉県市町村職員共済組合員の資格を得た旭中央病院に勤務する非常勤職員の共済組合負担金について、旭中央病院が支払う必要が生じたために新たに計上するものでございます。

なお、ここに計上した金額と同じ額を歳入にも計上しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私のほうからは、（2）の12ページの電子計算機、システム運用事業の補正理由についてお答えいたします。

電子計算費、電算システム運用事業547万8,000円の補正理由でございますが、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係る費用でありまして、介護報酬改定や税制改正に令和3年4月から対応するに当たり、改修を行う期間が必要であることから、今回補正をお願いするものでございます。

主な改修は3点ほどございまして、1点目は、介護保険事業計画に併せて3年ごとに行われる介護報酬の改定に伴うもの、2点目は、税制改正によるもので、給与所得や公的年金に係る所得控除金額などに対する税制上の措置が変更になることに対応するものです。なお、3点目は、要介護認定などの介護保険制度の改正によるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから国庫支出金等返還費についてお答えいたします。

国庫支出金等返還費は、過年度分の国・県支出金等について、翌年度以降に交付額が確定したことなどにより、過払いとなった分を返還するものです。

今年度、返還が必要となる国庫支出金等につきましては、25件を見込んでおります。

主なものを申し上げますと、令和元年度障害者自立支援給付費国庫負担金1,156万3,517円、同じく令和元年度生活、医療、介護扶助費等及び生活困窮者支援事業費等国庫負担金938万1,783円、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金558万4,920円、令和元年度児童手当国庫負担金808万円などがございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、1点目の再質問をします。

旭中央病院では何人の非常勤職員が対象になるかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在、旭中央病院におきましてフルタイムで勤務しております非常勤職員154人、これが対象となるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） それでは、また再々質問します。

非常勤職員が市町村職員共済組合に加入する資格について伺います。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 加入要件につきましては、フルタイム勤務を12か月継続しまして、その後も引き続きフルタイムで勤務する非常勤職員が、13か月目の初日から共済組合に加入することとなります。旭中央病院におきましては、令和元年度から非常勤職員を1年間の雇用としているために、令和2年度も継続して雇用する者は加入の対象となったものです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 遠藤保明議員の質疑を終わります。

続いて、宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、議案第1号について質疑いたします。

22ページと23ページの小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業についてであります、小・中学校のトイレ洋式化改修工事とのことですが、具体的な工事内容についてお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、具体的な工事内容についてお答えします。

まず、小学校施設改修事業 1 億 7,910 万 7,000 円については、小学校 15 校のトイレ洋式化の改修工事に係る設計委託料と工事請負費を計上したものでございます。事業内容については、校舎及び屋内運動場の和式便器 282 基のうち 237 基を改修するものであります。具体的には、便器本体の交換、床及び配管の改修と部分的に必要なトイレブースの改修を含めた工事内容でございます。

続いて、中学校施設改修事業 4,769 万 5,000 円は、既に整備済みの海上中、飯岡中を除いた中学校 3 校のトイレ洋式化の改修工事に関わる設計委託料と工事請負費を計上したものでございます。事業内容については、校舎と屋内運動場の和式便器 78 基のうち 63 基を改修するものでございます。具体的には、小学校と同様に、便器本体の交換、床及び配管の改修と部分的に必要なトイレブースの改修などを含めた工事内容になります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8 番（宮内 保） 工事の内容についてはよく理解できました。ありがとうございました。

それでは、工事の財源について具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 財源の具体的な内容についてお答えします。

まず、小学校施設改修事業 1 億 7,910 万 7,000 円の財源内訳としましては、国の学校施設環境改善交付金から補助対象額の 3 分の 1 として 5,877 万 2,000 円。改修工事に係る小学校施設改修事業債から 8,680 万円、残り 3,353 万 5,000 円は一般財源を見込んでおります。

次に、中学校施設改修事業費 4,769 万 5,000 円の財源内訳でございますが、小学校と同様、国の学校施設環境改善交付金から補助対象額の 3 分の 1 として 1,605 万 6,000 円、改修工事に係る中学校施設改修事業債から 2,370 万円、残り 793 万 9,000 円は一般財源を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8 番（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、生徒の皆さんの中には、和式トイレの希望もあると思いますが、そのような要

望に対してどのように配慮をしているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、和式トイレの活用についてお答えをいたします。

今回のトイレ改修後の洋式化率は、小学校で93.0%、中学校では94.5%、小・中学校全体の洋式化率は93.4%となるもので、小・中学校とも部分的に和式トイレを残したいと考えております。

その理由としまして、駅など一部の公共施設において、和式トイレが一定程度ある中で、遠足や校外学習など学校以外の場面において和式を使用するケースもあるため、教育上の観点から一部は和式を残してほしいという意見がございます。

また、個人の衛生面に対する観点から、他人の利用した後、便座に座ることに抵抗を感じる生徒がいることも想定されております。

このことから、今後の学校施設において和式トイレについては、その特徴を効果的に活用しながら、衛生面においても配慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、2点ほど質問させていただきます。

2点ですけれども、先ほどの遠藤議員のほうと丸かぶりなので、1点目の電算業務委託料の具体的な内容について、もう一度詳しくお知らせいただければと思います。

2点目の償還金利子及び割引料・返還金については、分かりましたので結構です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） それでは、1点目の電算業務委託料の具体的な内容についてお答えさせていただきます。

先ほど遠藤議員の中での答弁もありました。重複することが多少ございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

主な改修は3点ほどございまして、1点目は介護報酬の改定に伴うものでございますが、改定率やサービスごとの報酬単価につきましては、現在、社会保障審議会において審議中で、

12月末までには示される見込みとなっており、4月1日より改定する予定となっております。

2点目は税制改正によるものでございますが、給与所得や公的年金に係る所得控除金額の引下げや、基礎控除の引上げなどに対応するものでございます。

3点目は要介護認定などの制度改正によるものでございますが、更新認定の有効期間の上限が現行の36か月から48か月に延長されることなどに対応するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 今の点で再質疑させていただきます。

私も、質疑をやると決めてから旭市のホームページを見たら、だいぶ分かりやすく出たので、システム、介護報酬の改定についていろいろ勉強したんですけども、今、課長が言ったとおり、私も分かりましたのでこれで結構です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号について質問します。

私が聞こうと思ったのは、先ほど答弁いただいているものもありますが、せっかく原稿を作っているのを皆さん、まごついちゃってしょうがない。そのまままた重複して答弁いただいても結構です。

10ページ、市債1億1,050万円について。小学校改修事業債は合併特例債なのかお尋ねをします。

それから16ページ、障害児通所支援事業2,962万7,000円ですが、具体的なこの内容についてお尋ねをします。

それから22ページ、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円ですが、これはトイレの改修ですが、小学校の全てのトイレを洋式化にするのか。また、改修するトイレの個数についてお尋ねをします。

それから、条件が違いますが、1個当たりの改修費の金額、そして、ちなみに一般家庭にありますと、和式から洋式にする改修費はだいたい15万円くらいということを伺っていますが、市はこのことについてどのように把握しているのかお尋ねします。

それから23ページ、中学校施設改修事業4,769万5,000円ですが、先ほどと同様に、中学校の全てのトイレを洋式化にするのか。また、改修するトイレの個数についてお尋ねをします。

26ページ、給与費明細書についてであります。今回の議案で、職員、市長を含めた特別職、我々の期末手当が0.05か月削減されますが、その総額と、職員、特別職、議員の人数で割った1人当たりの減額についてお尋ねをします。

32ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。今年度末の地方債残高の見込みは約327億円、そのうち臨時財政対策債は116億円で、3分の1以上を占めています。臨財債の償還期限は何年なのかお尋ねします。

また、今年度末の残高のうち、合併特例債の残高と合併特例債の発行可能額、また、合併特例債の借入れの最終年度について併せてお尋ねをします。

以上で1号議案の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから10ページ、市債関係、そして32ページ、地方債の現在高の見込額に関する質問についてお答えいたします。

小・中学校改修事業債は合併特例債なのかということでございますけれども、これは合併特例債ではございません。

それと、臨時財政対策債、合併特例債等についてご質問がございました。

臨時財政対策債の償還期間につきましては、年度によって異なりますが、償還期間14年、15年、20年のものがございます。

合併特例債につきましては、今年度末現在の見込額は166億6,919万5,000円です。令和3年度以降の発行可能額につきましては、28億2,520万円をそれぞれ見込んでおります。また、借入れの最終年度は令和12年度までとなっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、16ページ、障害児通所支援事業2,962万7,000円の具体的な内容についてお答えいたします。

この障害児通所支援事業は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に必要な訓練などのサービスを提供する事業で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を提供する児童発達支援事業、また、就学している児童に、授業の終了後や学校の休業日に障害児支援施設において生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスなどがございます。

今回新型コロナウイルスの影響によりまして、緊急事態宣言後の特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したこと、また、国がサービスの必要性から、支給決定や報酬、人員等の柔軟な取扱いを示したことに伴う利用量の増により、給付費の不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、現在の改修する個数ということで、では、小学校の現在和式トイレ282基、洋式が363基、合計645基で、洋式化率は56.3%でございます。

また、今回改修後の便器の内訳については、和式45基、洋式については、既存の363基と改修後の237基を合わせまして600基となります。洋式化率については、改修前の56.3%に対して、改修後は93.0%となり、プラス36.7%の増となる見込みでございます。

あと、1基当たりの改修費ということでございますが、1基の設計単価につきましては、72万2,310円を見込んでおります。

また、一般家庭が改修するのに15万円ぐらいかかるということですが、今回便器本体の交換、床及び配管の改修及び部分的に必要なトイレのブースの改修などを含めると、そのぐらいかかるのかなと考えております。

続きまして、中学校の便器のほうでございます。現在、和式78基、洋式が197基、合計275基で、洋式化率は71.6%でございます。

改修後の便器の内訳は、和式15基、洋式については、既存の197基と改修後の63基を合わせて260基となります。これに伴う洋式化率については、改修前の71.6%に対し、改修後は94.5%、プラス22.9%の増になると見込んでございます。

小・中学校全体の洋式化率は、改修前の60.9%に対して、改修後は93.4%で、プラス32.5%の増となる見込みでございます。

中学校の1基の改修単価についても、先ほどご回答しました1基当たりの設計単価72万2,310円を見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、26ページの給与費明細書についてお答えしてまいります。

期末手当の支給率を0.05月分減らしたことによりまして影響する金額は、マイナスの1,088万9,000円でございます。この金額を議員、特別職、あるいは私たち職員の人数で割り

ました1人当たりの影響金額は、およそ1万6,600円となります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員、再質疑は。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質疑をします。

まず、10ページ、小学校改修事業。合併特例債でないのは、これを活用しないのはなぜかお尋ねします。

それで、結局市債を発行した中で、この利率は幾らなのか。それから、交付税はどういうふうに算入されるのかお尋ねします。

それから、22ページ、小学校施設改修事業費。これについては、今回事業費の財源で国庫支出金がありますが、この事業は国からの財源が確保できたから、この事業を実施したのかお尋ねをします。

そういう中で、先ほどの答弁の中で、洋式化するために1個当たり72万円ということですが、民間から比べるとべらぼうもなく高いわけです。そういう中で、国からの財源があるから、高くてもやむを得ないのかということを考えているのかお尋ねします。

それから、あとは23ページ、中学校施設改修費。先ほどの小学校施設改修事業と同様に、事業費の財源で国庫支出金があるわけなんです、この事業もやはり国からの財源が確保できたからなのかお尋ねをします。

それから、26ページ、1人当たり1万6,600円の減額ということですが、随分少額だと私は思います。そういう中で、民間企業、航空業界では、ボーナスゼロという会社もあります。公務員はそういう面ではだいぶ優遇されていると思うんですが、いずれにしてもコロナ禍での市民のための政策をお願いして、次の質問にいきます。

臨時財政対策債は交付税の代替で、その分財政調整基金として残っていても、私は不思議ではないと思います。市長は常々、旭市はたくさんの財政調整基金、つまり貯金があると言っていますが、今年度末の財政調整基金の残高についてお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから大きく2点、お答えいたします。

まず初めに、10ページです。小・中学校改修事業の関係です。合併特例債を利用しない理

由ということですが、合併特例債につきましては、活用に当たっては新市建設計画に記載されていることが必要であります、今回の小・中学校施設改修事業につきましては新市建設計画に記載されていないことから、合併特例債は活用しておりません。

それと、市債の利率ということですが、これは年度等によって違いがございます。一律に幾らということではございません。

それと、交付税の算入率ですが、合併特例債は70%でございます。

それと……。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） この市債につきましては、交付税算入率は30%でございます。

それと、財政調整基金の残額につきましては、現時点で87億円ほどとなっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、現在国において、新型コロナウイルス感染症予防や環境衛生面の観点から、より感染リスクの低いトイレの洋式・乾式化への改修を推奨しております。また、各家庭における洋式トイレの普及及び防災機能の強化などの観点からも、トイレの洋式化を進めているところでございます。

そのことを踏まえ、令和3年度から実施を予定しておりました小・中学校のトイレ洋式化については、国の学校施設改善交付金が本年度に前倒しで採択されましたので、工事に関する補正予算を本定例会に提案したところでございます。

中学校も同じような形となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 22ページの小学校の関係でございますが、洋式化になるとウォシュレットは当然だと思うわけですが、そういう中で自動式の便座カバーなどの機能を持つものもあります。どのような機能の洋式トイレなのか。また、便座にじかに座ることによる抵抗、衛生上の問題もありますが、どのような対策を取るのかをお尋ねします。

それと、あとは32ページ、地方債の残高の関係ですが、財政調整基金よりも臨時財政対策債の残高が多いですね。そんな中で、つまり借金のほうが多くなっています。臨時財政対策債や合併特例債が増えている中で、この起債については交付税に算入されます。そのままトレートに、そして起債の返済に充てられるわけですが、国の出口ベースで交付税の予算額が増えなければ、真水部分、つまり自由に使える部分は、減っても増えることはな

いと思いますが、いかがかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、ウォシュレットの設置についてですけれども、小・中学校の全てに設置するには、便器の改修工事以外に電気工事など附帯工事があり、事業費の増大が見込まれます。また、小学校の低学年の児童の利用に当たっては、不慣れなケースも想定され、使用方法を含めて清掃などの維持管理が煩雑化することを考慮し、学校現場の意見を参考に部分的に設置について検討してまいります。

また、衛生対策ということですが、これについては先ほども申しましたように一部和式、あとはアルコールの消毒などを考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 今回の便器については一般的な便座、何も機能がない便座でございます、を中心にやっております。紙が出るとか、そういうような機能の便座はつける検討はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨時財政対策債は交付税算入されるが、そのまま返済に充てられるので、自由に使えるお金は増えないのではないかという質問に対する回答をさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の元利償還金の全額相当額が交付税算入されることとなっております。そういったことから、臨時財政対策債分としては、交付税算入されたものはその償還に充てることとなりますので、増えることはございません。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○財政課長（伊藤義隆） 自由に使えるお金が増えるかどうかということでございますけれども、交付税につきましては、算入というのがございまして、ご存じのことだと思いますけれども、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた金額でございますので、その年その年によ

って違います。それで、今まではこういった形である程度の余裕があるということで、国のほうから交付されております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 失礼しました、財政課長でした。総務課長とお呼びしましたが、申し訳ありません、間違えました。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第3号、旭市出張所設置条例の制定についてから質疑を行います。

この条例は、令和3年度から飯岡支所、海上支所、干潟支所を廃止し、新たに出張所を設置するというものです。

これまでの支所では、事務を全般にわたって行う総合的な出張機関の事務所であったのに対し、出張所になりますと、簡単な事務を処理する窓口の延長という位置づけになります。

そこで、業務内容の違いについて具体的に伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

現在、支所で行っております主な業務は、支所住民室として、現金収納や建物の管理、地域の区長会、あるいは交通安全協会などの業務を行っております。それに加えて、市民生活課の業務としまして、住民票や戸籍関係、諸証明の発行など、また保険年金課の業務関連で、国保ですとか年金の届出受理などを行っております。

これを出張所に変更した後につきましては、市民生活課が管轄する窓口となりまして、諸証明の交付事務を行う予定としているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 支所から出張所になりますと、税金等の収納業務がなくなり、現金の取扱いが減ることになります。では、本市には現在、飯岡、海上、干潟と三つの支所がありますが、それぞれ現金の取扱額、それと各種証明書等の発行数を伺います。

また、このことで、維持管理コストの削減につながるものと思うので、その削減金額も併せてお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（多田英子） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和元年度の実績でお答えさせていただきます。

海上支所、取扱件数9,209件、収納額1億3,218万3,000円、飯岡支所、取扱件数5,754件、収納額6,398万4,000円、干潟支所、取扱件数3,977件、収納額4,619万7,000円で、合計取扱件数は1万8,940件、収納額は2億4,236万4,000円でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課の所管する部分についてお答えいたします。

3支所の令和元年度1年間における住民票等証明発行と戸籍等届出を合わせた件数で申し上げます。

海上支所で8,223件、飯岡支所で6,820件、干潟支所で5,217件、3支所の合計では2万260件となります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうから、コストの削減についてというご質問がございました。

きちんと試算しているわけではございませんが、概略ということで頭の中で計算した部分についてお答えをしたいと思います。

支所を出張所に替えたときに、物件費は変わらないのかなと思っておりまして、変わるの
は人件費だろうというふうに思っております。

そうした中で、市職員の全体の人数が変わらなければ、合計としては変わりませんが、ただ、ここの支所、出張所という部分だけについて注目をいたしますと、現在、支所としてあそここの場所にいる職員は、住民室で3人、そのほかに市民生活課や保険年金課から行っている職員も合わせますと5人程度が一つの支所にいるところでございます、それが今度出張所になりますと、3人程度ということで今想定しておりますので、都合2人分くらいはそこにいる人間の数が減るのかなと。

2人の人件費ということで考えてまいりますと、1人700万円ちょっとくらいかなということになりますので、1か所で1,400万円くらいが、その場所だけを捉えた場合には減額になるのかなと、このように頭の中で計算したところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 会計課だとか市民生活課の回答はすごくよく分かりました。金額だとか数字がぱっちり出ますけれども、何だかその削減の総務課の話は、頭の中で計算されちゃって、そんな程度の試算しかないのかなと思うので、ちょっとおかしいので、次の質問にまた続けますけれども、飯岡支所を飯岡保健センター内に、それから海上出張所を海上支所内に、それから干潟支所を干潟市民センター内に設置するというものでありますが、今、数字を聞きましたけれども、特に海上出張所に関しては、取り扱う金額や証明書の発行枚数を踏まえて考えていただきたい。それに施設の有効利用を鑑みたときに、海上は支所機能がよいのではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

また、居住地付近での市民サービス維持の観点で、出張所を一定の距離に設置し、現在の3支所から4、5と増やす出張所を検討したのか併せて伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 大きく二つご質問がございました。

まず、海上の場所については、支所がよいのではないかというご質問でございます。これにつきましては、ほかの支所、現在の支所、その後の出張所とのバランスというものもございます。取扱件数が3か所の中で海上が少し多いという面はあったにせよ……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 捉え方はいろいろかと思えます。市全体で窓口として取り扱っている件数や金額の中で、現在の支所で取り扱っている金額というのを考えますと、そんなに多

くはないのかなと思っております。

それと、税の収納につきましては、支所での収納は今までも行っておりましたが、そもそも金融機関でも当然受け入れているものでございますし、さらには、少し前からはコンビニエンスストアでも取り扱っております。もっと言いますと、口座振替というような手段もございまして、そういった方面をお勧めして、わざわざお越しをいただかなくても納税ができるように現在いろんな手段をつくっているところでございますので、収納の業務がなくなったとしても、そこは、全然影響がないと言ったら語弊がございしますが、ご理解いただける部分ではないのかなということで、現在出張所という形を予定しているところでございます。

もう一つ、一定の距離を置いた形の中で数をもっと増やしてはどうかというようなご質問もございました。これにつきましては、申し訳ありません、現在提案しております三つという形でお願いしたいと思っております。と申しますのは、現在の支所は、ご案内のとおり、合併前の旧3町の役場の跡地を支所として継続してきたものでございまして、その場所につきましては、それぞれの地域の皆さん方の中で合意を得て設置した場所でございますし、その1か所ということで事務を進めてきたところでございますので、来年度以降につきましても、それぞれの地域の中で1か所ということで、場所も現在提案している場所ということで、ご理解をお願いしたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、3号議案についてお尋ねします。

まず、先ほど、ある程度は林晴道議員の答弁でお聞きしましたが、その中で、取扱件数と来客者では違うんですが、例えば税金であれば、1人で三つくらい持ってくる場合があるんですよね。そんな中で各支所の来客者数、これは年間どのくらいになるのか。そんな中で1日当たりにしたら何人くらいになるのかお尋ねをします。分からなければいいです。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 来客者数というお尋ねでございます。

議員ご質問の中にもありましたとおり、1人で幾つもの種類のサービスを受けるという場合もありますので、はっきりした形での数字にはなっておりませんが、概略ということで押さえている数字をお答えしたいと思います。支所ごとということでお答えいたします。

海上支所でございますが、約1万900人。これを1日当たりにしますと、開いている日数で割り返して45人くらい。飯岡支所は年間8,460人くらい。これを1日当たりにしますと35人くらい。干潟支所は年間5,960人くらい。1日にしますと25人くらいと、こんな形で今押さえているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ただいまの年間、それから1日当たりの来客数、お答えいただきましたが、そういう中で新しい出張所ができた際には、何を基準に人員の割り振りをするのかお尋ねをし、そして、そういう基準の下に各出張所は職員何人になるのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新しい出張所になった後の職員の数でございます。

基準というご質問でございますが、あと残りといいますか、予定している事務としましては、諸証明の発行がメインでございます。これらの業務量というのを勘案しますと、3人程度かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について質問いたします。

今回、これまでの条例に代わって新しい条例ができたわけでありますけれども、その中で見てみますと、特定事業として位置づけられているところを見ますと300平米以上の埋立てをする場合には市長の許可とか、市長に届出、そういうことをしなければならないといったようなことが大まかに書かれております。

そういった中で、第11条に書かれております内容を見ますと、この特定事業300平米以上の埋立てということなんですけれども、そういった300平米以上の埋立てをする場合、500メートル以内の区域に居住する住民に対し住民説明会の実施、また10分の8以上の同意を得なければならないと、この11条の2項に書かれておりますけれども、このことにつきましては全ての埋立てが対象になるのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、（1）の条例案の第11条、特定事業に係る土地所有者等の同意についてお答えします。

埋立て面積が300平方メートル以上となる区域に土砂等を用いた埋立てを行う場合には、原則市長の許可が必要となり、第11条の規定が適用されます。ただし、条例第10条に記載がありますように、採取土砂等いわゆる山砂による埋立てを行う場合には許可ではなく届出制となりまして、住民説明会の実施や同意を得る必要はございません。

なお、条例の適用除外になる例といたしまして、農業委員会へ軽微な農地改良の届出がされた事業や特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂、いわゆる山砂を用いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅または併用住宅の建築に係るものなどはこの条例の適用除外となり、許可や届出の対象とはなりません。なお、この適用除外の要件ですけれども、こちらは条例の施行規則のほうで定める予定でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 除外といったようなこともあるといったような答弁でありましたけれども、なぜこういうことを聞いたかといいますと、例えば私が田んぼを埋め立てて、家を建てたいとか、駐車場にしたいとか、そういった場合にそういった面倒くさいことをやらなければならないのかと、そういうことでお伺いしたわけでありますけれども、今の答弁では採取土砂、これを使った場合は市長に届けるだけでいいんだというような答弁でありましたけれども、例えばこの土砂には、条例に書かれております例を見ますと、採取土砂それと残土

それと改良土——改良土とか再生土と言いますけれども、こういった3種類の土砂があるようでありますけれども、改良土につきましては今回の条例で旭市では埋立ては駄目だというようなことになったようでありますけれども、先ほどの私が言った例、300平米以上の埋立てをする場合残土ではどうかと、残土でも問題ないのかどうか。その辺について伺います。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ただいまの再質問に対してお答えします。

残土を使用した埋立てにつきましては、条例の適用対象となりまして、住民説明会の実施及びその同意を取っていただくことになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そうしますと、いろんな残土があると思いますけれども、残土につきましてはここに書かれている条例の第11条の2項に書かれているような、こういった手続きを踏まなければならないとそういうことですね。

確認のためにもう一度お願いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 今、島田議員が申し上げたとおりでございます。

残土に関しましては、規制のほう厳しくいたしております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） では続いて、僕からも旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について質疑を行います。

この条例を制定して、土壤汚染及び地下水汚染等の発生を未然に防止するという条例であろうかと思いますが、ではこれまでに本市において改良土や再生土により埋立てを行った事例をどの程度把握しているのか、伺います。また、そのことで土壤汚染や地下水の汚染が確認できているのであれば、その詳細を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず1点目として、これまで本市において、再生土による埋立てでしょうか。その事例の件数でございますが、すみません、まず平成17年から申し上げます。集計が17年から29年までになってしまいますが、再生土による埋立てにつきましては、平成29年度までで11件でございます。それ以降につきましては、平成28年の7月に、現在の条例におきましても再生土の使用についてを禁止ということで一部条例改正をしております。それ以降につきましては、再生土による埋立ての申請というのはございません。

ただ、申請以外で2件ほど、飯岡地先、あと倉橋地先で、自分の土地という主張で改良土を持ち込んだという事例がございます。これにつきましては、県のほうと共同で対応に当たっているところでございます。

続きまして、今までの再生土の埋立ての中で土壤汚染が確認されたことがあるかということですが、一部、場所は申し上げられませんが、一部少しフッ素が出たところがありまして、それに対しましては業者のほうに対応をさせました。それ以外は、特に環境基準を超えたという事例はございません。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 汚染があったという事実が分かってちょっと驚いたわけでありまして。この条例をしっかりと実用できたらいいなと思うところでありますが、地下水は当然市をまたぎ流れるものでありますので、近隣の自治体にも歩調を合わせて条例化に取り組んでいただかなければならないとそのように思いますが、近隣自治体の動向が分かれば伺います。

また、本条例の制定に当たり、県のほうの条例は非常に甘いようであるのですが、県も同様に厳しくしてもらう必要があるかと考えるのですが、その点本市の見解を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、近隣市の状況はということでございますが、再生土のほうの規制をしている自治体ということで、近隣では銚子市、匝瑳市、あと多古町、あと成田市、山武市などの市町が、千葉県の残土条例及び千葉県再生土条例の適用除外を受け、市単独による残土条例を制定しまして、埋立ての規制を行っております。

県も厳しくする必要があるのではというご質問でございますが、確かに県と比べまして近

隣事業場から同意を取る範囲、県の場合は300メートル、市の場合は500メートル。同意を取る割合にしましても県が4分の3で、今度の市の条例のほうでは10分の8ということで75%から80%に上がっているわけなんです。県のほうとしましては、残土に対する再生利用ということも進めていまして、千葉県の場合は改良土、再生土については、再生建材ということで扱う方針となっていると聞いております。よって、県条例が緩いというわけではないんでしょうけれども、そういった再生土使用に対する方針の相違ではないかと考えます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 残念ながら、県は甘いと思っているんです。県を擁護するようなご答弁でありましたので、続けますが、千葉県はまず最初に再生土埋立て行政指針を策定しました。しかしながら、指導に従わない事業者が各地で問題を起こしているために、条例を制定したという経緯があるようです。

しかし、再生土の法規制がないことを理由に、埋立て禁止や許可制ではなく、届出制にとどまっており、これでは規制強化につながってはいません。既に、今お伺いしました近隣他市では、再生土埋立て禁止条例を施行しているようです。何よりも旭市の環境汚染を防ぎ、生活を守ることが第一で、そのためには県が埋立て搬入前後のチェック体制を確立しなければならないと、そのように僕は思っているんです。

真に実効性のある条例となるよう、県条例とのその矛盾をどのように捉えてこの条例を運用されていくのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

まず、先ほども申し上げましたが、千葉県の場合は改良土、再生土につきましては埋立て資材、産業廃棄物由来のリサイクル製品として扱う方針となっております。千葉県の再生土条例では、許可制ではなく届出制としていることがありまして、この旭市内でも発生元も不明な土砂等が違法に埋め立てられた経緯もございます。

同様の違法埋立て行為で対応に苦慮してきました他市町が単独の条例を制定をして、千葉県条例の適用除外を受け、再生土、改良土の使用を全面的に禁止し、またその他の土砂等による埋立て行為全般の規制を図ってきたわけでございます。旭市としても、市の基幹産業であります農業や畜産業の風評被害などに大きなダメージを与えかねず、周辺住民を地下水汚

染などから守るための規制を強化するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第5号、旭市公営企業の設置等に関する条例の制定について質疑を行います。

上下水道の統合による、新たに条例の制定を行うというものでありますが、そこで両事業の各種届出は申請者がそれぞれに届出や相談を行っており、また窓口業務もそれぞれに行っておりますが、それらに影響があるのか伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

このたびの組織再編に伴いまして、水道課及び旭市お客様センターは現在下水道課がある旭市浄化センターに移転しまして、上下水道課、旭市上下水道お客様センターとして、上水道、下水道、農業集落排水事業に関する業務を行うこととなります。

市民サービスへの直接的な影響としましては、事務所の場所が変わりますので、当面お客様にはご不便をかけることとなりますが、これまで別々の場所での料金収納、申請手続きなどが1か所でできるようになります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。

近年、頻発に自然災害などが発生しております。それらに対応するために、上下水道部門の相互連携による危機管理体制の強化、これが必要と考えますが、緊急時の体制強化にはどのような効果があるのか、その詳細をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 危機管理体制の強化でございますが、現在、現行では水道事業、下水道事業、水道課、下水道課、それぞれ指揮命令系の下、緊急時の対応を行っておりますが、統合によりまして、何名になるかちょっと分かりませんが、今度は二つの課が一つになるわけですから、人的資源が集約されることで緊急時の対応が強化されることと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今後は、少子高齢化、人口減少の中では、厳しい経営状況があるというのは想像につきますが、それに対応するため経営コストの削減などによる経営基盤の強化というのが求められようかと思えます。そこで、この条例により上下水道組織が統合されて、経営の効率化がどの程度図られるのか、具体的にどのようなことを想定し、また検討をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） お答えをいたします。

具体的な検討はいたしておりませんが、上下水道課統合に伴いまして、今後はシステムの統合による電算経費や一括請求による郵送、収納コストなどの縮減も図ってまいりたいと考えておりますので、その辺で経費の削減が得られると思っております。

今後は、水道課、下水道課、上下水道課として職員一同、市民サービスの向上に向けて努めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 18番、議案第10号、質疑申し上げます。

第1条、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは主に消防の救急隊員あたりが該当になるかと思いますが、今までに延べ何人ぐらい対象になったのか。それと、日額3,000円と4,000円とありますが、この差はどのようなところから出るのかお伺いをいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、防疫等作業手当で今想定しているのは、消防職員の中の救急隊の職員ということを想定しているところでございます。

件数でございますが、これまでのところ4件を考えております。この条例施行になりますと、4月1日に遡ってということですので、今年度に入ってから4件が該当になるというふうに考えております。

ご質問もう一つありました。日額3,000円と4,000円の違いということでのご質問かと思えます。基本は、3,000円というのが基本というふうに条例上もなっているところでございますが、ただ直接接触して作業した場合、あるいは長時間作業した場合は4,000円ということに今条例を決めようとしているところでございまして、それからしますとこの救急隊につきましては、本人に直接触れて作業をしておりますので4,000円というふうにしております。

じゃ、3,000円は何かということになりますが、直接その患者を触っていない、例えばですけれども災害が起きたときに、避難所にいらしたときに、直接その人とは接触はしていないけれども、その場所で少し関わりができたというような場合、あるいは短時間ですけれども少し関わりができたというような場合については3,000円なのかなと考えております。

この部分につきましては、国から特に具体的な部分が示されていない部分もございます、これからさらにもう少し事例が出てくるのかなと思っております。それぞれ個々の事例に基づいて判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この4件で、ですから延べ人数は何人になるんでしょうか。4名じゃないでしょう、人数。

それとこの3,000円、4,000円、この1,000円の違いというのは大きいと思うんです。ほとんど消防は4,000円ということですが、その件もう一度お聞きいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、消防からお答えをさせていただきます。

4件の内容でございますが、件数的には4件でございますが、搬送した人の数は複数搬送したときもございましたので4件、人数的には5人ということになります。これは、県内の基幹病院へお運びした件数です。

それから金額の差でございますが、総務課長のほうから申しましたとおり、救急隊は直接傷病者の方に触れますけれども、それ以外では今消防隊のほうで支援隊としまして補助に就く消防隊もでございます。そういう方の対応も含めて3,000円、4,000円という差も考慮しております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 隊員の延べ人数。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ありません。

隊員の延べ人数でございますが、その4件に対応した人数は全て1隊3名ですので、12名となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第14号となります。旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

この改正の趣旨として、電気自動車の走行距離の延伸や大量の電池を搭載した電気自動車の開発に伴い、短時間で充電できる高出力の急速充電設備が普及することを踏まえて、規制範囲を拡充すると補足の説明がありました。

そこでまず、電気自動車の普及に対する本市の見解を伺います。加えて、現在市内に急速充電設備なるものはどの程度設置されているのか、そのキロワット数も分かるようであれば、併せてお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、ご質問にお答えいたします。設置の数と容量としてお答え

させていただきます。

まず、既存の急速充電設備としましては、出力が50キロワット以下であれば設置の届出が必要ないことから、消防本部では正確な設置数は把握できておりません。しかし、インターネットなどで分かる範囲といたしましては、市内に急速充電設備が5か所設置されております。そのうち出力でありますけれども、50キロワットが1か所、44キロワットが3か所、20キロワットが1か所という内容でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 答弁漏れ、そのまま。

消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ありません、答弁漏れがございました。

当市の見解といたしましては、まだまだ消防で把握できる電気自動車等の数、今後の動向が把握できておりませんので、ここでの回答は少しできかねます。申し訳ございません。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、国内の二酸化炭素の排出量のおよそ15%は自動車の排気ガスが原因で、経済産業省や環境省は電気自動車の普及を促そうとしています。そのことから、今回規制範囲の拡充を行うのであろうと思いますが、本市の公共施設には充電設備というんですか、それがまだ見受けられません。

では、市民の利便性を追求し、今後電気自動車が普及するのではないかと考えておりますが、旭市として今後、新庁舎だとかおひさまテラスなどに、そのような公共施設等に対して充電設備の設置を検討しているのか伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 充電設備の新庁舎への設置につきましては、残念ながら今のところ新庁舎開庁時には予定していないところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 充電設備の、これから造りますみらいあさひへの設置については現在のところ把握してございます。ただし、至近に季楽里あさひがございます。道の駅季

樂里あさひには充電設備を具備しておりますので、こちらとの距離もあまりありませんので、そちらを使っていただくというような格好になるかと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 電気自動車の最大のメリット、これ何ととっても走行中にCO₂を全く排出しないことです。限りある化石燃料の使用を抑えられ、地球温暖化抑制にも貢献できます。そのことで、僕自身も電気自動車を2か月前に契約し、納車を楽しみにしております。

本条例の改正は、未来への先行投資の側面もあり、今はまだ早いだとか金額が張りますよ、高級だとかそういうことではあってはならないと思いますし、電気自動車のために規制範囲を今拡充していく条例でありますけれども、併せて充電設備の拡充も検討しなければちぐはぐ条例になってしまいますので、再度その辺のところを検討すべきではないのかなと思っておりますが、何かありましたら今後の見解等も質疑の延長ということで伺いたいなとそのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私から、庁舎への設備の設置についてもう少しお話をしたいと思います。

先ほど、新庁舎の開庁時には設備はないというふうに申し上げましたが、議員おっしゃられるとおり、これから電気自動車が増えていくというのは間違いないことかと思えます。どの時点であるということは、今申し上げられませんが、どこかの時点では電気自動車の充電のための設備は設ける必要が出てくるだろうというふうには考えております。

そのときに、工事が手戻りにならないように、地下には後で管が通せるように配管だけは現在の工事の中で行っております。配管だけ行っておけば、いざ設備を設置しようというときにすぐできるのではないかなと、このように考えております。

時期につきましては、市場の中での普及の状況を見極めながら考えていきたいと、このように思っております。

私からは、以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑は終わります。

◎追加日程 議案第8号から議案第10号直接審議(先議)

○議長(伊藤 保) おはかりいたします。議案第8号、議案第9号、議案第10号については、今回の改定の基準が12月1日となっており、11月30日までに条例の改正が必要となることから、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第8号、議案第9号、議案第10号について、一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 議案第16号、議案第17号直接審議（先議）

○議長（伊藤 保） おはかりいたします。議案第16号、議案第17号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第16号、議案第17号は、人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第16号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（伊藤 保） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第7号までと、議案第11号から議案第15号までの12議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12月9日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12月2日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時59分